

蒲郡市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法（以下「低入札価格調査制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、総合評価落札方式による競争入札を実施する工事とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次項に掲げる額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の調査基準価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第1に掲げる工事の種類については、予定価格算出の基礎となつた別表第1の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに予定価格に10分の9.2を乗じて得た額から10分の7.5を乗じて得た額までの範囲内で

定める額とする。

(失格判断基準)

第4条 調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）を行った者のうち、次に掲げるいずれかに該当する場合は、失格とする。ただし、別表第2に掲げる工事の種類については、別表第2の工事の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する場合に失格とする。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに失格判断基準を定めることができる。

(入札の執行)

第5条 契約担当課長は、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を、事前に入札参加者に周知するものとする。

2 入札執行者は、総合評価による評価値が最も高い者（以下「最高評価者」という。）により低入札が行われた場合には、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第6条 工事担当課長及び契約担当課長は、低入札を行った最高評価者（以下「落札者となるべき者」という。）に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる事項により事情聴取等による調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し

- (6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）
- (8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

(9) その他必要な事項

2 契約担当課長は、前項の規定による調査結果（以下「調査結果」という。）を低入札価格調査書（別記様式）に記入するものとする。

3 低入札を行った者は、当該入札後における調査に協力しなければならない。

4 前項の場合において、調査に応じない者は失格とする。

（調査結果の報告）

第7条 契約担当課長は、調査結果を蒲郡市資格審査会（以下「審査会」という。）に報告し、その審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第8条 審査会は、当該落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、その者を落札者として決定し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その者を落札者とせずに、他の入札者のうち総合評価による評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。

2 第6条、前条及び前項の規定は、次順位者が低入札を行った者であった場合に準用する。

（入札者への通知）

第9条 契約担当課長は、前条の規定により落札者が決定した場合には、その旨を当該入札参加者に通知するものとする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事の種類	①	②	③	④	⑤
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。)	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
2 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事(ただし、3に該当する工事を除く。)	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
3 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第2（第4条関係）

工事の種類	失格判断基準
1 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。)	<p>1 入札金額の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>(1) 機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額</p> <p>(2) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>2 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>(1) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(2) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(3) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
2 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事(ただし、3に該当する工事を除く。)	<p>1 入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>2 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>(1) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(2) 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(3) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>
3 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	<p>1 入札金額の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の根拠となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合</p> <p>2 入札金額の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の根拠となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合</p> <p>(1) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額</p>

- | | |
|--|--|
| | (2) 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額
(3) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 |
|--|--|

別記様式（第6条関係）

低入札価格調査書

入札日時 年　月　日 (　　時　　分)	工事名 工事場所 業者名		
調査基準価格	円	入札価格	円
1 その価格により入札した理由			
2 手持工事の状況			
3 手持資材の状況			
4 資材購入先及び購入先と入札者との関係			
5 労務者の具体的供給見通し			
6 過去に施工した公共工事名等及び工事成績			
7 経営状況			
8 信用状態			
9 その他の事項			
総合評価			